

浦安市認知症施策推進計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

浦安市認知症施策推進計画策定業務

2. 期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3. 履行場所

浦安市内全域

4. 担当課

浦安市 福祉部 高齢者包括支援課

5. 目的

本市では令和 4 年 7 月に『浦安市認知症とともに生きる基本条例(以下「条例」という。)』、国では令和 6 年 1 月に『共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下「法律」という。)』が制定された。

今後、より一層認知症とともに生きることが出来る地域社会の実現を目指し、施策を推進していく必要があることから、法律や条例に定める理念を根幹に据え、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間を計画期間とする『(仮称)第 1 期浦安市認知症とともに生きる基本計画』を策定する。

6. 業務内容

(1) 市内認知症者数の将来推計

本市のこれまでの認知症者数及び高齢化率、要介護認定率等のデータから、令和 12 年度までの認知症者数を推計する。

(2) 意見聴取の実施支援

本市の認知症に関する現状や課題把握のための本人・家族等の意見聴取の提案・実施の支援を行う。

(3) 多様な主体との連携・協力体制構築のための支援

医療・福祉分野だけでなく、小売、交通、雇用等、認知症の人および家族の生活に根差した分野横断的かつ多様な主体との連携・協力体制構築のための提案・実施支援を行う。

(4) 浦安市認知症施策推進計画の作成

本市の認知症施策の現状と課題や施策の方向を整理し、外部及び内部の会議での意

見を踏まえ、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた浦安市認知症施策推進計画を作成する。

(5) 会議等の運営支援

外部検討委員会（2回程度）及び内部検討委員会（3回程度）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに、必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイスや議事録作成等の支援を行う。

(6) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを委託者が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(7) 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

(8) 本業務に関する情報提供支援

本計画は、国の方針を勘案しながら策定を進めるとともに、認知症施策の推進に向け、全国の幅広い先進事例や同規模自治体の取組内容を参考にすることも必要である。

受託業者は認知症に関する法律改正や制度変更、他市の事例等の情報をまとめ、適宜本市に情報提供を行うこととする。

7. 成果品

- ・第1期浦安市認知症とともに生きる基本計画（A4判、30頁程度、4色刷）：200部
- ・上記データ一式

8. その他

- ・本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ委託者と協議し、決定すること。
- ・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、委託者と協議の上、本業務内容を変更することができる。

以上